

和歌山県立医科大学 第4期中期目標・中期計画の策定について

1. 根拠法令（地方独立行政法人法）

中期目標（第25条第1項）	知事は、地方独立法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、公表しなければならない。
中期計画（第26条第1項）	地方独立法人は、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2. 中期目標・中期計画の期間

6年間					6年間					6年間					6年間								
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第1期中期目標期間					第2期中期目標期間					第3期中期目標期間					第4期中期目標期間								

3. 中期目標・中期計画のPDCAサイクル（6年毎に繰り返す）

P	D	C	A
県（中期目標） 医大（中期計画）	医大	評価委員会	医大
医大が達成すべき業務運営に関する目標を定める。	中期目標等に定められた目標達成に取り組む。	医大の取組状況について評価委員会が評価を行う。	評価委員会の意見を参考に業務改善を行う。

6年毎に中期目標・中期計画の見直しを実施

4. 第4期中期目標・中期計画の策定方針

主な策定方針	県評価委員会
①評価委員会から指摘・提言があった事項で、改善されていない項目	評価委員会で専門家の意見を聴取し、現中期目標・中期計画を改定
②法律改正や制度改正等により、今後、新たに対応が求められる項目	
③県又は医大自らが、今後取り組む必要があると考える項目	

上記①から③を事前に整理

<参考①> 中期目標・中期計画の構成

	内 容	中期目標	中期計画
第1	大学の教育研究の質の向上に関する目標	31	65
第2	地域貢献に関する目標	12	20
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標	9	10
第4	財務内容の改善に関する目標	4	6
第5	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	3	4
第6	その他業務運営に関する目標	6	9
合 計		65	114

※第4期中期目標・中期計画の構成については、第3期を踏襲する。

<参考②> スケジュール

実施時期	内 容	備 考
4月	庁内関係課への意見照会	設置者（県）の意見を反映
5月～	医務課で中期目標（案）を作成	医大は同時並行で中期計画（案）を作成
7月～10月	評価委員会で中期目標（案）を検討	評価委員会の意見を反映
9月～10月	パブリックコメントの実施	県民意見を募集
12月	中期目標 議会議決、公表	※地独法第25条第3項
1月	評価委員会で中期計画（案）を検討	評価委員会の意見を反映
3月	中期計画 認可（知事決裁）、公表	※地独法第26条第1項

大分類	中分類	No	内容
教育・研究	教育	1	大学院（医学研究科）における入学者数が少ないことから、大学院プログラムの抜本的な改革を含めた対策を講じること
		2	大学院生の論文発表数、国際学会発表数が向上する対策を講じること
		3	研究を抜本的に向上させる大学院の改組を講じること
		4	研究実績に優れている研究者を登用すること
		5	医学部における留年者数の増加に対する原因を踏まえた具体的な対策を講じること
		6	研究に専念できる環境整備に係る対策を講じること
	研究	7	医学部の各教室における研究活動が活性化するための対策を講じること
		8	英語原著論文の更なる増加対策を講じること
		9	医学部の各教室における研究活動が活性化するための対策を講じること（No7再掲）
		10	研究の学部間連携の推進を講じること
		11	URA組織の取組推進・体制強化を講じること
		12	競争的資金への教員応募率の更なる増加対策を講じること
	診療	13	臨床研究中核病院承認に向けた取組成果を維持すること
		14	患者満足度の向上を講じること（本院）
		15	患者満足度の向上を講じること（分院）
		16	紀北分院の活性化に資する再整備事業の推進について
		17	総合診療医の育成強化を講じること（分院）
		18	患者紹介率、逆紹介率の向上を講じること（分院）
		19	がんや認知症のアウトカムの評価手法を検討すること
	国際化	20	国際学会発表の積極的な推進を講じること
		21	アフターコロナを見据えた国際化に係る取組を検討すること
地域貢献	教育	22	薬学部の県内入学希望者の増加を図るため、卒後キャリアパスに係るビジョンを検討すること
		23	薬学部における卒後薬剤師の県内定着に係る取組について
		24	地域医療枠及び県民医療枠の若手医師の意欲維持及び地域定着に対する取組を講じること
		25	地域医療の実情を能動的に学べるカリキュラムの構築を図ること
		26	総合診療医の育成強化を講じること（分院）（No17再掲）
		27	URA組織の取組推進・体制強化を講じること（No11再掲）
	研究	28	特許出願件数等の増加させるとともに、民間事業者等への技術移転を促進すること
		29	経過報告書及び最終報告書に係る返書率の改善を講じること
	診療	30	適正な医師派遣を実施し、安定した医療提供体制を堅持する取組を講じること
		31	遠隔医療支援システム及び青洲リンクの活用推進に係る取組を講じること
		32	地域医療の実情を能動的に学べるカリキュラムの構築を図ること（No25再掲）
		33	働き方改革を念頭に置いた業務改善を講じること
業務運営	人事	34	男性の育児休業取得率及び離職率の改善を講じること
		35	DXの推進について
財務内容	収入	36	クラウドファンディング等の手法を取り入れた外部資金の獲得に係る取組を講じること
その他	人権・法令	37	法令・倫理等の遵守及び基本的人権の尊重に関する目標を統合